

視察状況報告

1 日程

令和5年1月7日(土)

2 視察者

光田座長 内川副座長 資産活用課職員

3 視察先

(1) 俣野別邸庭園

(2) 桜丘すみれば自然庭園

4 視察目的

(1) 建物と庭の活用方法

(2) 管理・運営の工夫

5 俣野別邸庭園

(1) 敷地面積 約 59,000m²

(2) 建物面積 約 800m²



建物外観



建物内観



庭園

(3)施設背景

- ・ 俣野別邸は、横浜市の西南端、藤沢市との市境にある。
- ・ 設計者は、佐藤秀工務店の創業者である佐藤秀三で、ハーフティンバー・スタイルを一部に取り入れた和洋折衷住宅となっている。
- ・ 昭和 14 年に建築され、平成 16 年には重要文化財に指定されたものの、平成 21 年 3 月に、保存修理工事の最中に火災に遭い、大部分を焼失してしまった。
- ・ 現在の建物は、新築当時の設計図面などを元に平成 28 年に再建し、横浜市認定歴史的建造物に指定されている。
- ・ 横浜市の俣野別邸庭園の公園施設として、平成 29 年より一般公開されている。

(4)管理・運営体制

整備主体	横浜市
運営手法	指定管理者制度
運営・管理者	公益財団法人横浜市緑の協会

(5)建物概要

- 都市公園法上の位置づけ（※市街化調整区域のため都市公園法のみ制限を受ける）

歴史館（教養施設）

- 建物用途

- ・ 有料の見学施設
- ・ 貸集会室（有料）
- ・ 喫茶（軽食）

(6)管理運営における工夫

- イベントの開催

- ・ 季節を楽しめるよう、2 か月ごとのイベント実施
- ・ 市民ボランティアによる除草、コンサート演奏
- ・ 近隣農家による地場野菜の販売（庭）
- ・ ガーデンデザインの専門学校生の実習の場として、作品の展示

- 維持管理

- ・ 自然樹形を基本方針とした剪定
- ・ 火災を免れた古材は丁寧に扱っている。

(7)その他

指定管理期間が 5 年であるため、人材育成という観点からは少し短いとの意見があった。また、庭園の維持管理とは別に、建物の取り扱いにはノウハウが必要であるとのことだった。

6 桜丘すみれば自然庭園

(1)敷地面積 約 6,643m²

(2)建物面積 不明



庭園



管理棟



環状八号線沿いの入口

(3)施設背景

- ・桜丘すみれば自然庭園は、世田谷区桜立4丁目、環状八号線に隣接した位置にある。
- ・故・植村傳助氏の邸宅と庭園の跡地であり、相続の発生に伴い、平成6年から世田谷区が公園緑地として庭園跡地の取得を進めた。
- ・平成11年、世田谷区都市整備公社まちづくりセンター（当時*）のコーディネーターによる「緑地生物調査」が実施され、平成12年からの3年間、住民参加による「緑地づくり」のワークショップが行われた。
- ・平成15年から、（財）せたがやトラスト協会（当時*）が、世田谷区から管理を委託され、市民団体・世田谷すみればネットとの協働により、一般公開されている。
 - * 2団体が統合され、現在は財団法人世田谷トラストまちづくり

(4)管理・運営体制

整備主体	世田谷区
運営手法	業務委託
運営・管理者	財団法人世田谷トラストまちづくり（協働 世田谷すみればネット）

(5)建物用途

- 都市公園法上の位置づけ
 - 管理施設（※建蔽率2%以内の建築と想定される）
- 建物用途
 - ・ネイチャーセンター（管理棟）

(6)管理運営における工夫

- ・毎月第2、第3土曜日にイベントを実施
- ・自然解説員（インタープリター）が常駐し、来園者に、季節ごとのみどころや、生きものの魅力を伝える活動をしている。
- ・貴重な環境を守り育てていくため、ボール遊びの禁止、園内での自転車・バイク利用禁止等のルールを、ボランティアと世田谷区との話し合いによって決めた。

(7)その他

市民団体・世田谷すみればネットは、住民参加による「緑地づくり」のワークショップをきっかけに設立された。